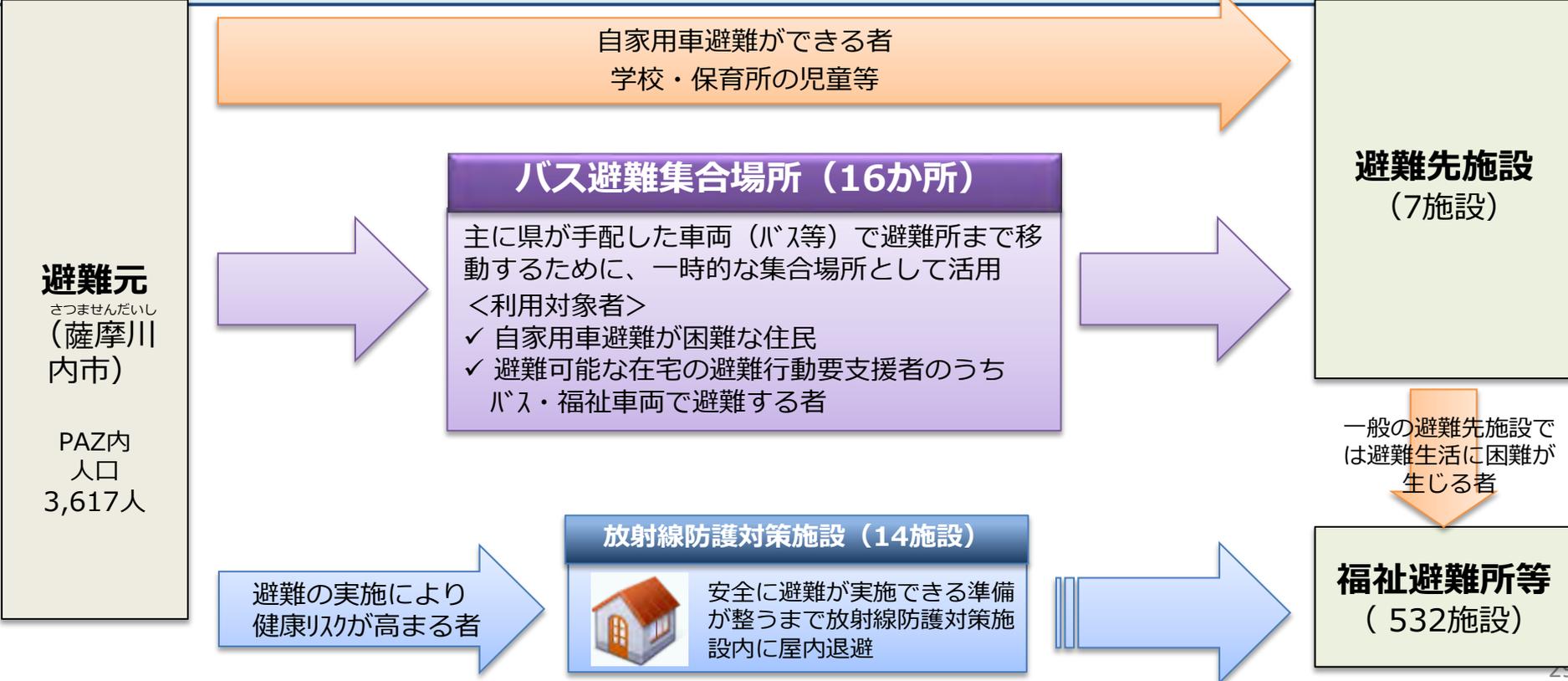


PAZにおける避難体制 (新規)

さつませんだいし

- 警戒事態で、薩摩川内市は住民広報、バス避難集合場所や放射線防護対策施設の開設・開設要請を行い、鹿児島県は鹿児島県バス協会等に支援準備要請、避難先施設や福祉避難所等の開設準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、薩摩川内市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設への避難を開始。福祉避難所等へ移動が必要な者は、避難先施設で指定された近隣の福祉避難所等へ移動。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- 全面緊急事態で、薩摩川内市は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難先施設へ移動。バス等により避難する住民は、バス避難集合場所に集合し、避難先施設へ移動。福祉避難所等へ移動が必要な者は、避難先施設で指定された近隣の福祉避難所等へ移動。



避難元
さつませんだいし
(薩摩川内市)

PAZ内人口
3,617人

避難の実施により健康リスクが高まる者

バス避難集合場所 (16か所)
主に県が手配した車両 (バス等) で避難所まで移動するために、一時的な集合場所として活用
<利用対象者>
✓ 自家用車避難が困難な住民
✓ 避難可能な在宅の避難行動要支援者のうち
バス・福祉車両で避難する者

放射線防護対策施設 (14施設)
 安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避

避難先施設 (7施設)

一般の避難先施設では避難生活に困難が生じる者

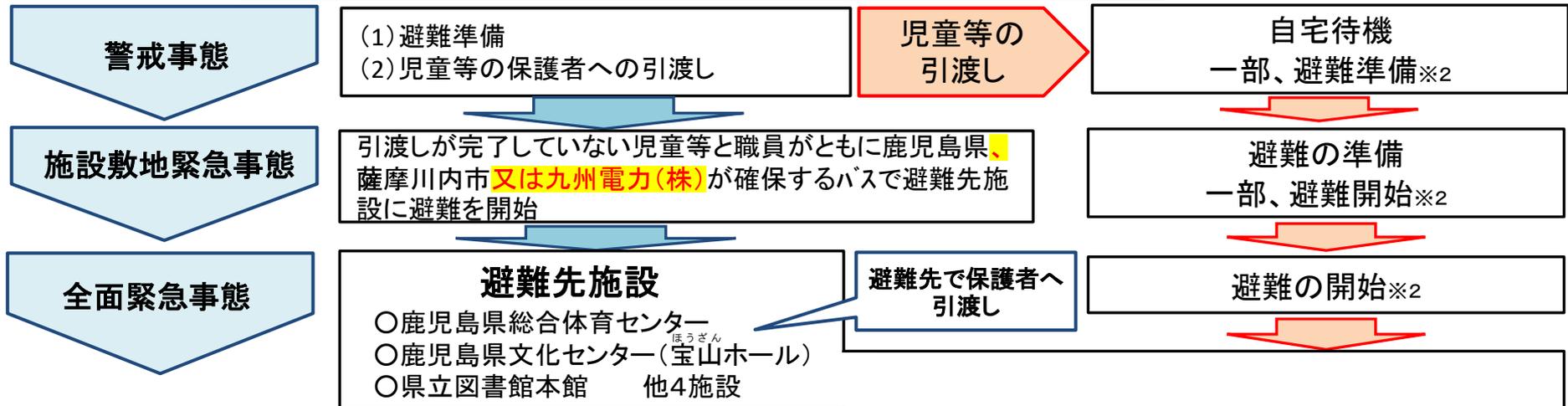
福祉避難所等 (532施設)

PAZの学校・保育所等の児童等の避難

- PAZの3つの小・中学校の児童・生徒(158人)及び3つの保育所等の幼児(96人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引渡しが完了していない児童等は、職員とともに鹿児島県、薩摩川内市又は九州電力(株)が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所等において避難計画を策定済。

学校・保育所等			
学校名	人数(人) ※1		
	児童等	職員	合計
水引(みずひき)小学校	79	16	95
峰山(みねやま)小学校	24	12	36
水引(みずひき)中学校	55	14	69
小計	158	42	200
水引(みずひき)こども園	53	26	79
高江こども園	37	17	54
ナーサリールームOhana	6	5	11
小計	96	48	144
合計	254	90	344

※1
 ・小・中学校の児童・生徒の人数
 ・保育所等の幼児の人数
 いずれも令和7年4月1日現在



- 避難先施設**
- 鹿児島県総合体育センター
 - 鹿児島県文化センター(宝山ホール)
 - 県立図書館本館 他4施設

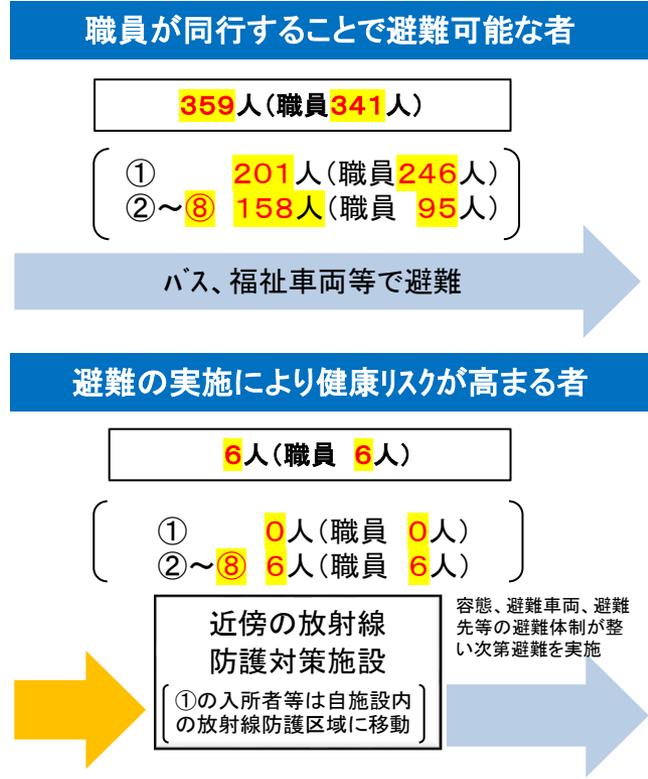
※2 上のフローのうち、警戒事態で保護者へ引き渡した保育所等の園児については、警戒事態で避難準備し、施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始。

PAZの医療機関及び社会福祉施設の避難先

- PAZの医療機関及び社会福祉施設(8施設365人)の全てについて、施設ごとの避難計画を策定済みであり、UPZ外において、避難先を確保。
- 施設の入所者等のうち、職員が同行することで避難可能な者は、鹿児島県等にて確保した車両にて避難を開始。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者のうち、放射線防護対策施設の入所者等については、自施設内の放射線防護対策区域で屋内退避を実施。その他の放射線防護対策が講じられていない施設の入所者等については、近傍の放射線防護対策施設(14施設)に移動し、屋内退避を実施。その後、容態、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難を実施。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

避難元施設		
番号	施設種別 (放射線防護対策施設)	入所定員 病床数
①	病院	201
計 201人(職員数246人)		
番号	施設種別	入所定員 病床数
②	認知症高齢者 グループホーム	18
③	認知症高齢者 グループホーム	18
④	認知症高齢者 グループホーム	18
⑤	有料老人ホーム	16
⑥	障害者グループ ホーム	54
⑦	宿泊型自立 訓練施設	18
⑧	サービス付き 高齢者向け住宅	22
計 164人(職員数101人)		

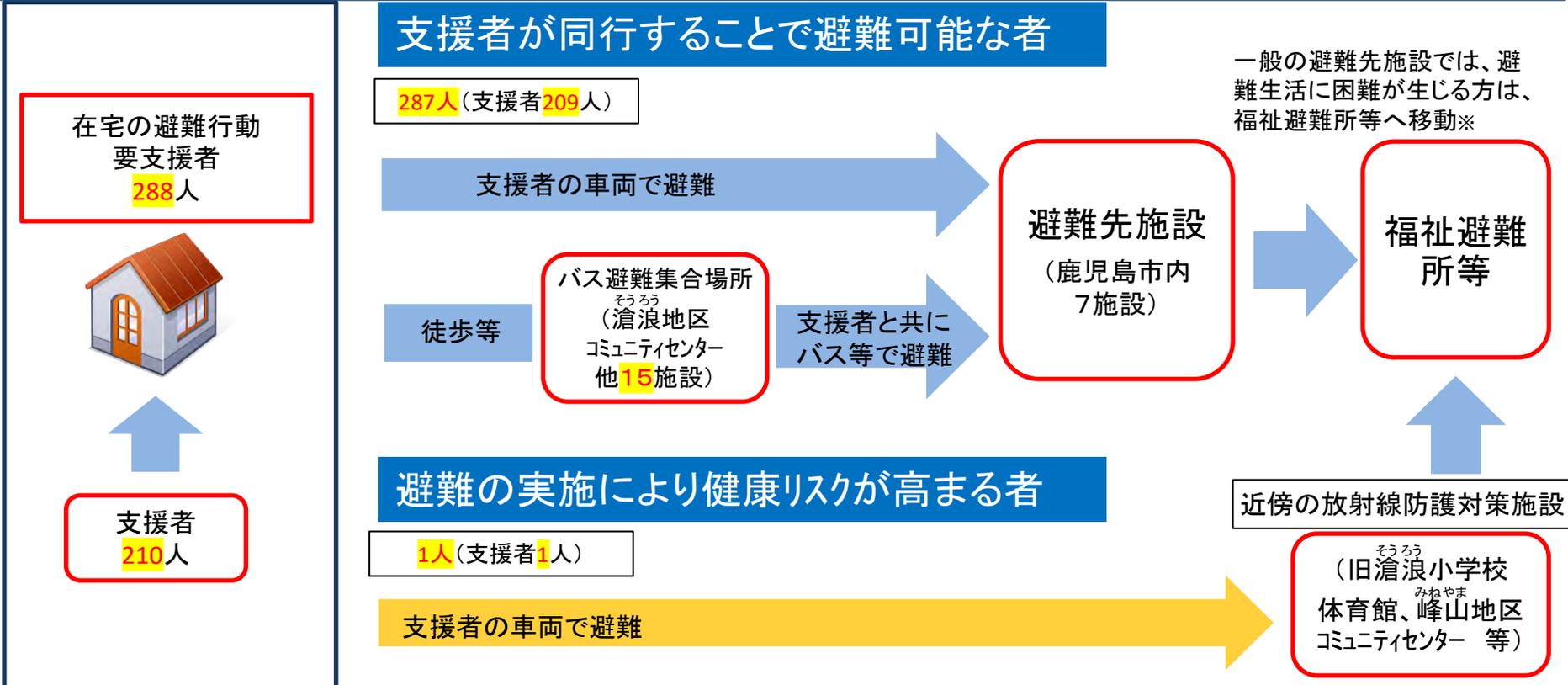
< PAZの8施設の入所者等の避難の考え方 >



避難先施設			
避難元 番号	施設種別	所在地 (施設数)	入所可能 人数
①	病院	鹿児島市(3) 姦良市(1)	1,066
計 1,066人			
避難元 番号	施設種別	所在地 (施設数)	入所可能 人数
②	特別養護老人 ホーム	鹿児島市(2)	110
③	特別養護老人 ホーム	鹿児島市(2)	120
④	特別養護老人 ホーム	鹿児島市(2)	140
⑤	特別養護老人 ホーム	鹿児島市(2)	140
⑥	障害者 入所施設	鹿児島市(3)	110
⑦	障害者 入所施設	鹿児島市(3)	110
⑧	特別養護老人 ホーム	霧島市(1) 伊佐市(1)	170
計 650人			

PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- ▶ 在宅の避難行動要支援者は**288**人。うち、**210**人は避難時の支援者がいることを確認。残り**78**人については、支援者の確保に向け、薩摩川内市、民生委員等を通じて対応。
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ避難。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の**車両**で、**安全に避難が実施できる準備が整うまで**近傍の放射線防護対策施設へ避難。



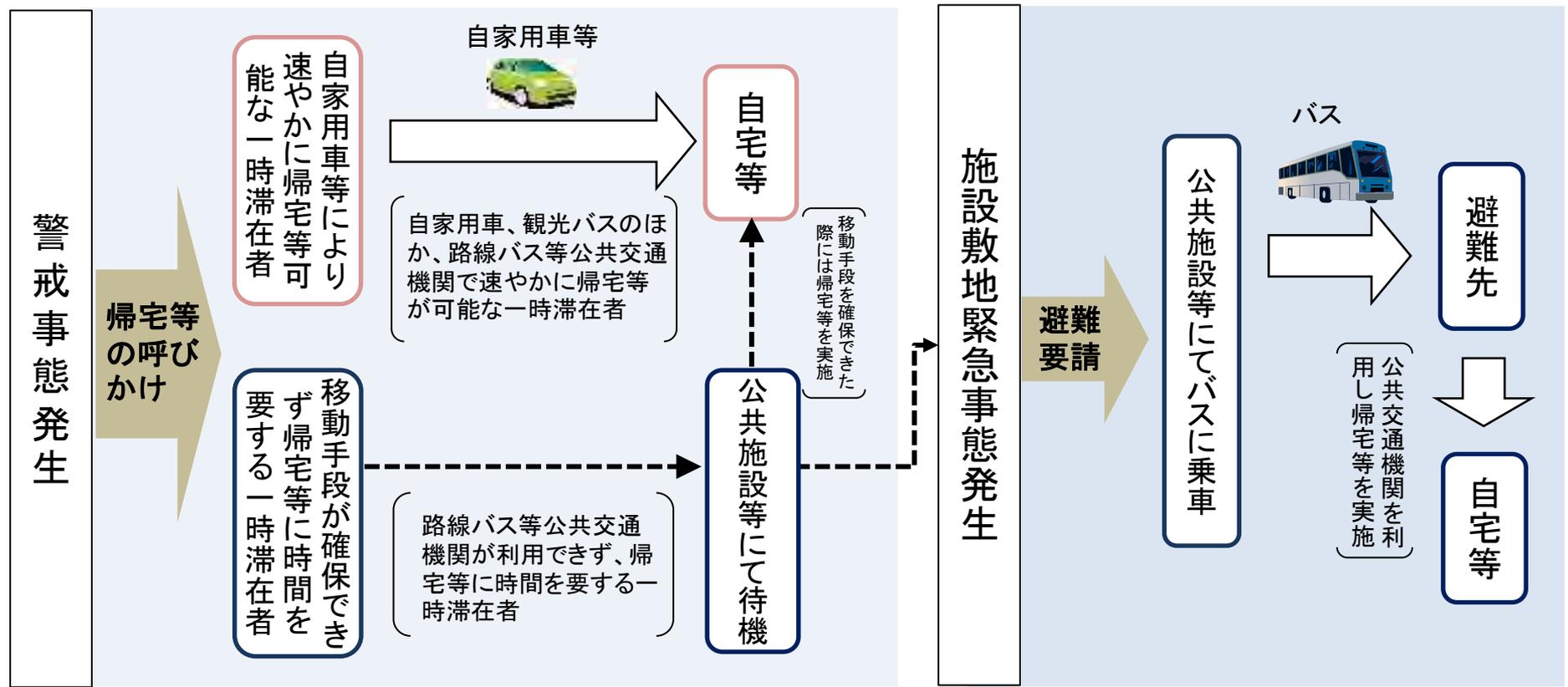
※ 避難行動要支援者の数は令和7年4月1日現在。

※ 県内福祉避難所 (UPZ内地域を除く) 532施設から、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し決定

PAZ内の観光客等^の一時滞在者の避難等

- 鹿児島県及び薩摩川内市^{さつませんだいし}は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態となった時点で帰宅等と呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、公共施設等にて待機し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、公共施設等にて鹿児島県や薩摩川内市^{さつませんだいし}が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

- PAZの観光施設における入場見込人数は46人程度、民間企業（従業員30人以上）は21社（約2,300人）存在。

PAZの観光施設の状況

地区名	施設	入場見込人数(人)※
そうろう 滄浪地区	九州電力(株)川内原子力発電所展示館	46

※ 入場ピーク月の入場者数を1日当りの平均値として按分した数であり、目安である。

PAZの民間企業（従業員30名以上）の状況（詳細）

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
そうろう 滄浪地区	ぐみきまちよう 久見崎町	4	1,008

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
みずひき 水引地区	みなとまちよう 港町	5	202
	こくらまちよう 小倉町	2	63
	みずひきまちよう 水引町	2	419
	ゆしまちよう 湯島町	4	252
	あつちまちよう 網津町	1	31
合計		14	967

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
みねやま 峰山地区	たかえちよう 高江町	3	321

合計：21事業所2,296人

※ 寄田地区には、従業員30人以上の規模の事業所なし

※ 民間企業の従業員は、通勤に使用する自家用車、バスで避難

※ 出典：令和3年経済センサス-活動調査 町丁・大字別集計（総務省・経済産業省）

施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数**1,668**人について、バス**46**台、福祉車両**12**台(ストレッチャー仕様**1**台、車椅子仕様**11**台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス	福祉車両※2 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※2 (車椅子仕様)	
学校・保育所等の児童等を避難先施設に輸送	344 人 (児童等 254 人、職員 90 人) (6 箇所)	8 台	—	—	・バス1台あたり45人程度の乗車を想定 ・必要車両台数は、全ての児童等を保護者に引き渡せなかった場合に必要台数。保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。【資料P 30 参照】
医療機関及び社会福祉施設入所者等を避難先施設に輸送	700 人 (入所者 359 人、職員 341 人) (8 箇所)	16 台	—	5 台	・バス1台あたり45人程度の乗車を想定 ・放射線防護対策が講じられた施設入所者については、自施設内の放射線防護区域に移動し、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。【資料P 31 参照】
医療機関・社会福祉施設の入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	12 人 (入所者 6 人、職員 6 人)	—	—	—	・放射線防護対策が講じられた病院施設入所者(447 人(入所者 201 人+職員 246 人))については、自施設内の放射線防護区域に移動するため、車両は不要。【資料P 31 参照】
在宅の避難行動要支援者を避難先施設へ輸送	496 人 (要支援者 287 人、支援者 209 人)	17 台	—	6 台	・複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定 ・支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少【資料P 32 参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	2 人 (要支援者 1 人、支援者 1 人)	—	1 台	—	・放射線防護対策施設に輸送【資料P 32 参照】
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者を避難先に輸送	109 人	4 台	—	—	・複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定。
観光施設から避難する一時滞在者を避難先施設に輸送	5 人	1 台	—	—	・バス1台当り45人程度の乗車を想定。 ・1日あたりの観光施設の入場見込み人数 46 人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P 34 参照】
合 計	1,668 人	46 台	1 台	11 台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)。

施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態に至った場合には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、九州電力(株)が配備する車両のほか、鹿児島県が「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」*1に基づき、県内のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。

*1 鹿児島県と公益社団法人鹿児島県バス協会(協力事業者26社)が、平成27年6月26日に締結

	確保車両台数			備考
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	46台	1台	11台	
(B) 車両確保台数	合計46台	合計1台	合計11台	
PAZ内の医療機関・社会福祉施設(B1)	2台	—	5台	PAZ内医療機関・社会福祉施設の保有車両台数 バス: 2台 福祉車両(ストレッチャー): 0台 福祉車両(車椅子): 11台
九州電力(株)(B2)	7台	1台	6台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー): 10台 福祉車両(車椅子): 6台 ※バスは、地元バス会社所有
鹿児島県(協定に基づき調達) (B) — (B1) — (B2)	37台	—	—	保有車両台数 バス: 約1,400台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、**安全に避難できる準備が整うまで**、近傍の放射線防護対策施設(14施設)へ移動。
- 既存の14施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計1,122人を受入れ可能。
- これら14施設では、屋内退避者のための4日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- 住民等に対し、放射線防護対策施設等について、更なる普及啓発を図る。
- **万が一、放射線防護対策施設等が損傷し、屋内退避ができなくなった場合は、市内の他の放射線防護対策施設のほか、鹿児島県の調整により近隣市町の避難所等に避難し、屋内退避を継続。**



自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの鹿児島県及び薩摩川内市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は**応急**復旧作業を実施。
- UPZの鹿児島県及び関係市町においても同様に、避難道路が自然災害等により使用出来ない場合には、代替路線を設定するとともに、道路管理者等は**応急**復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省九州地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の**応急復旧作業**を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



- 災害発生時には、県管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を鹿児島県災害対策本部に報告。
- 応急復旧**作業**は、鹿児島県災害対策本部の判断により実施。鹿児島県と県建設業協会**など各協定締結団体**で締結している「大規模災害時における応急対策に関する協定書」をもとに、**各協定締結団体**会員民間企業が**応急復旧作業**を実施。

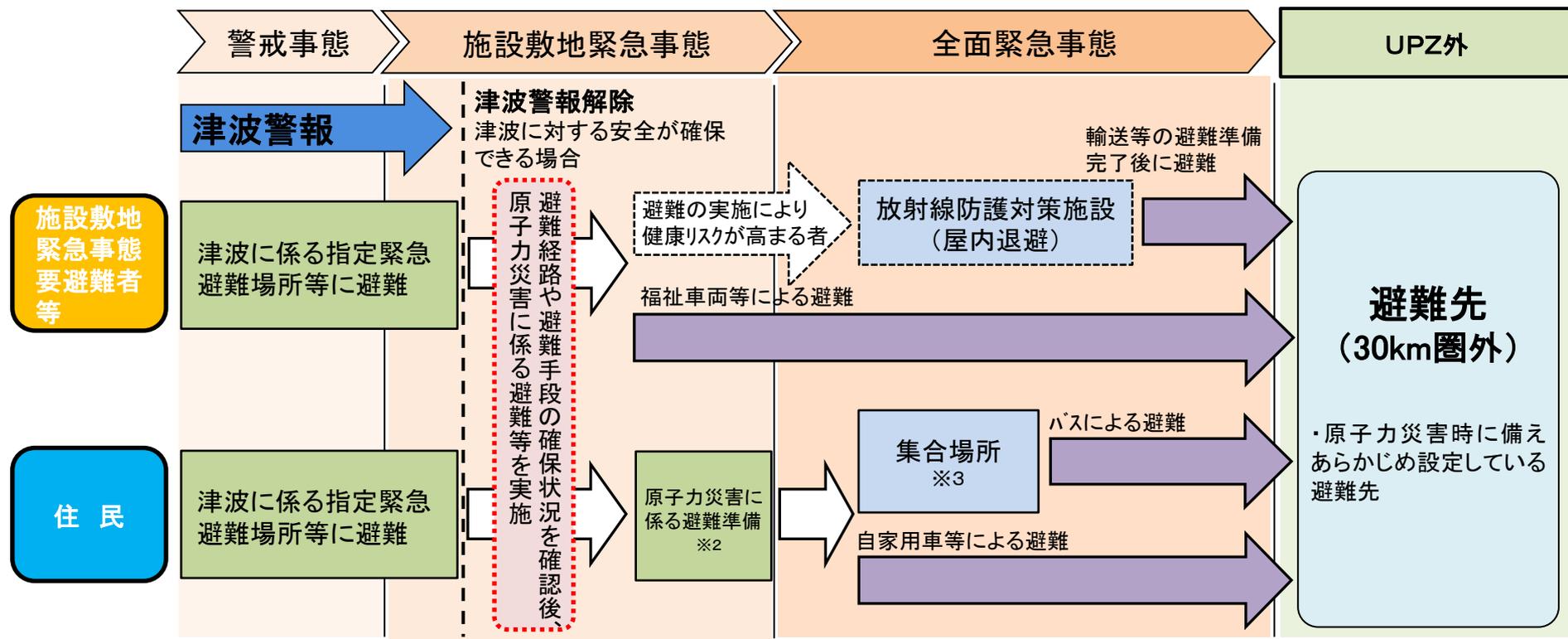
(C)2025ZENRIN(Z05E-第175号)

※ 不測の事態により対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

津波との複合災害時におけるPAZの防護措置 (新規)

- 津波との複合災害時(津波警報または大津波警報の発表時)における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- 津波警報解除等津波に対する安全が確保できる場合※1は、避難経路、避難手段、プラントの状況等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設へ屋内退避を実施。

<施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合の例>

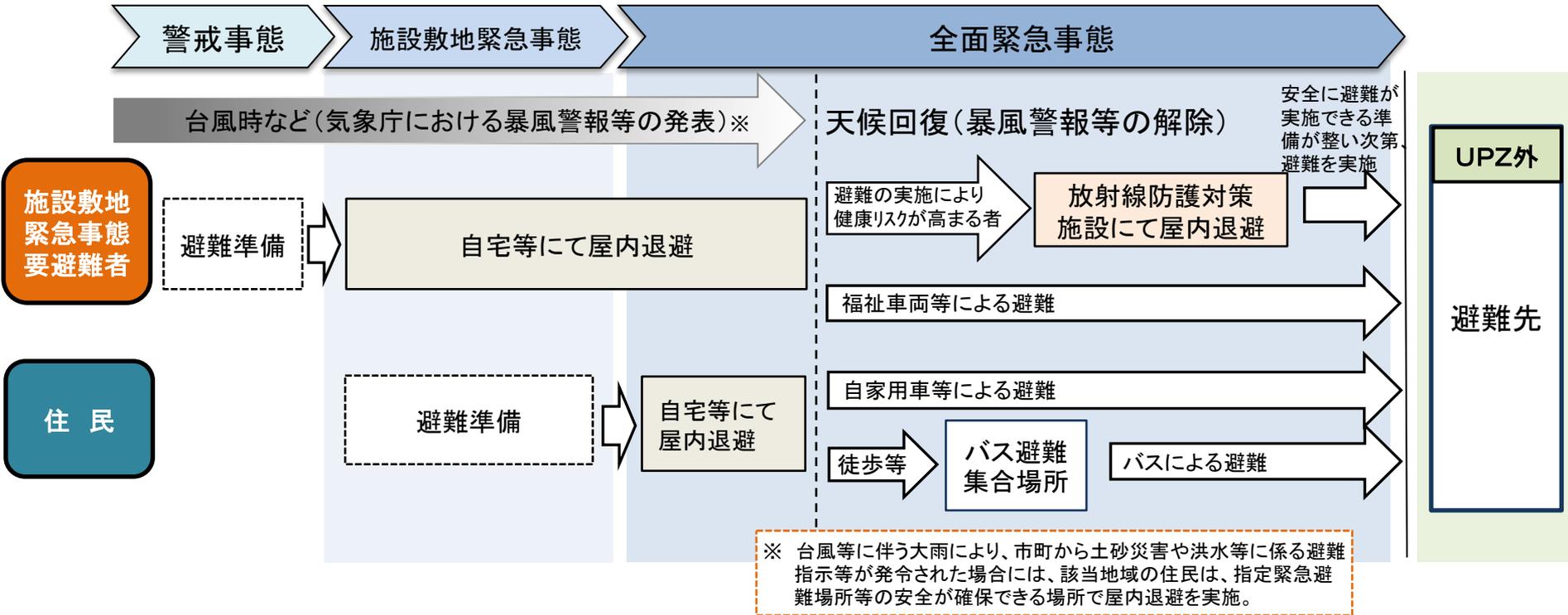


※1 津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。
 ※2 自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。 ※3 集合場所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなっている場合がある。

台風襲来時などにおけるPAZの防護措置

- ▶ 台風襲来等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- ▶ なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び鹿児島県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

<全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



感染症※1の流行下でのPAZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞

		避難元	避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者	感染者(重症者)			感染症指定医療機関等で治療	
	避難の実施により健康リスクが高まる者	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	➤ それ以外の者とは、別々の車両で避難。	➤ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	感染者(軽症者等)※2	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➤ 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。	➤ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	それ以外の者※3				
一般住民	感染者(軽症者等)	自宅等で避難準備 【SE】避難等開始 バス避難者等の一時集合場所等 ➤ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) ・一時集合場所等の場所を分ける。 ・集合時間帯を分ける。 ・一時集合場所等の中で別れて集合する。	避難車両 ➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	避難所等 ➤ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
	避難の実施により健康リスクが高まらない者		➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	➤ 避難先施設では、密集を避ける。	
	感染者(軽症者等)	指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・検温等による体調確認を行う。 ・施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・指定避難所等の場所を分ける。	➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクの着用、座席を十分離して着席する。 ・施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民の感染者(軽症者等)同士、又は施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民のそれ以外の者同士で、SEの段階で避難する。	➤ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
	それ以外の者※3		➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➤ 避難先施設では、密集を避ける。	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。
 ※4 避難先施設で密集が発生するおそれがある場合は、他の避難先に「それ以外の者」の受け入れについて協力を依頼する。

5. **PAZ**の全面緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

PAZ内の住民数及び避難先

- 薩摩川内市の4地区（さつませんだいし 滄浪地区、そうろう 寄田地区、よりた 水引地区、みずひき 峰山地区）住民の避難先については、かごしまし 鹿児島市内の7施設に避難先を確保。
- 4地区における避難先については、普段から避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて住民に周知。

PAZ内の人口	
<small>そうろう</small> 滄浪地区	311人
<small>よりた</small> 寄田地区	172人
<small>みずひき</small> 水引地区	2,059人
<small>みねやま</small> 峰山地区	1,075人
合計	3,617人

※1 令和7年4月1日現在
 ※2 「PAZ内の人口」は、施設敷地緊急事態要避難者の人数を含めたもの。



(凡例)
 ● : 避難先施設

鹿児島市

避難元	避難先
<small>そうろう</small> 滄浪地区	・総合体育センター武道館
<small>よりた</small> 寄田地区	・鹿児島県文化センター (宝山ホール)
<small>みずひき</small> 水引地区	・鹿児島県文化センター (宝山ホール) ・かごしま県民交流センター (カイクス交流センター) ・県立図書館本館
<small>みねやま</small> 峰山地区	・鹿児島盲学校体育館 ・開陽高校体育館 ・鹿児島南高校体育館

- <避難方法>
- ① 自家用車
 - ② 近所の方の自家用車に同乗
 - ③ 集合場所からバス等

自家用車で避難できない住民の数

➤ 自家用車で避難ができない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で、避難所へ避難。

自家用車で避難できない住民の集合場所



地区	人口	バス避難者数
倉浪地区	311人	72人
寄田地区	172人	63人
水引地区	2,059人	385人
峰山地区	1,075人	146人
合計	3,617人	666人

※過去に実施した薩摩川内市による戸別訪問調査の結果から、自家用車で避難できない住民の割合を算出した結果は18.4%で、PAZ内人口3,617人のうち666人。

(凡例)
●: バス避難集合場所

全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民**666**人分、バス**23**台。
- 鹿児島県は、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」※¹に基づき、県内のバス会社から必要となる輸送手段を確保。
- 車両及び運転者については、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

※¹ 鹿児島県と公益社団法人鹿児島県バス協会(協力事業者**26社**)が、平成27年6月26日に締結

＜全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※ ²	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	666人	23台	・1台のバスが複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定

※² 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

＜全面緊急事態での輸送能力の確保＞

	確保車両台数	備考
	バス	
(A)必要車両台数	23台	
(B)車両確保台数	合計 23台	
九州電力 (株) が配備する車両(B1)	7台	保有車両台数 ・バスは、 地元 バス会社所有 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難時に使用した車両を再利用することを想定
鹿児島県(協定に基づき調達) (B)－(B1)	16台	保有車両台数 バス:約 1,400 台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

よりた 寄田地区から避難先施設までの経路

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



みずひき 水引地区から避難先施設までの経路

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

第1経路
みなみきゅうしゅうどう さつませんたいみずひき
 県道338号→国道3号→南九州道(薩摩川内水引IC～鹿児島IC)→県道24号→国道225号→県道216号→県道214号→国道58号

第2経路
 (県道338号または県道44号)→国道3号→(南九州道(薩摩川内都IC～市来IC)または(県道42号→国道328号))→国道3号→国道10号

第3経路
 ((県道44号→県道338号)または国道3号)→((グリーンロード→国道328号)または(国道3号→国道267号))→国道504号→県道56号→県道55号→国道10号

PAZ内地域	人口	うちバス避難者数
		みずひき水引地区



避難先: 鹿児島市
 鹿児島県文化センター
 ほうざん (宝山ホール)
 かごしま県民交流センター
 (カクイクス交流センター)
 県立図書館本館

峰山地区から避難先施設までの経路

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

PAZ内 地域	人口	うちバス避難者数
		みねやま 峰山地区



第3経路
 県道43号→国道3号→国道267号→
 国道504号→県道51号→県道42号→
 国道10号→国道225号→県道20号

第1経路
 県道43号→南九州道(薩摩川内高江IC～鹿児島IC)
 →指宿有料道路(鹿児島IC～谷山IC)→県道20号

第2経路
 県道43号→(南九州道(薩摩川内高江IC～市来IC)または国道3号)
 →国道270号→県道22号→県道20号

避難先:鹿児島市
 鹿児島盲学校**体育館**
 開陽**高校体育館**
 鹿児島南**高校体育館**

避難を円滑に行うための対応策①

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリコプターからの映像伝送等により道路
- 渋滞を把握し、鹿児島県・関係市町及び県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

川内地域における交通対策

道路渋滞把握対策

- ・ヘリテレ伝送システム等^①を活用し、道路渋滞の把握を実施

交通誘導対策

- ・避難区域及び外周の主要交差点等における県・市町職員や県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

交通広報対策

- ・道路管理者が管理する「道路情報板」及び県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- ・日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報

交通規制対策

- ・突発対応型信号機に遠隔介入し、原子力発電所方向への車両等の進入を抑制するほか、混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保
- ・停電による信号機の滅灯等の事態が発生した場合には、可搬式発動発電機等による応急復旧、警察官による交通規制等により対応

その他

- ・避難経路上の改善を行う等の原子力災害時避難円滑モデル実証事業の成果を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施

